

気候変動適応関東広域協議会（第10回）
議事概要

日 時：令和5年7月3日（月） 13：30～15：30

場 所：環境省 WebEX 会議室

1. 開会

横木議長より新任のご挨拶をいただいた。

2. 協議

① R5 年度分科会の設置及びテーマの設定について（事務局説明）

横木議長 事務局より説明された今年度より始まる 2 つの分科会活動の設置及びテーマについて構成員各位にお諮りする。ご意見等があれば頂戴したい。特段の意見等は挙がらないようであるため、事務局の提案のとおりでご承認いただいたと判断する。事務局には提案のとおり分科会活動を進めていただきたい。

3. 情報提供・意見交換

- ① 東京管区気象台からの情報提供【関東地域における 3 か月予報と暖候期予報について】
- ② 環境安全課からの情報提供【熱中症対策の推進のための法制度について】
- ③ 新潟市からの情報提供について【新潟市における庁内連携事例 ～熱中症対策について～】
- ④ 質疑・意見交換

東京都環境局 環境省環境安全課のご発表に関連して伺いたい。現行の熱中症警戒アラートの名称が変更され、熱中症特別警戒情報等になるということであるが、その連絡の系統は具体的にどのようなになるか伺いたい。

環境省環境安全課

熱中症特別警戒情報等の発表のルートについては、気象庁のシステムとの関係等で検討中であり、まだ確定はしていないが、「第 3 回 熱中症対策推進検討会」等で伝達方法の方針は既に示している。今後の進捗等は検討会で公開資料として随時示していく。さらに具体的な情報を示していく予定であるため、検討会について都度ご確認いただけると幸いである。

東京都環境局 環境省から届いたメールに対し、それ以降の対応を都道府県や区市町村に委ねるというやり方では、制度としての運用が困難であると考えている。特に土日等は対応が難しい場合も考えられ、自治体にとっては負担が大きい。自動的にメールが流れる等、土日であっても都道府県や区市町村の職員でも対応出来るようご考慮いただき、検討を進めていただきたい。

環境省環境安全課

土日対応の負担が大きいという点は重々承知をしている。今後、運用面についても検討を進めてまいりたい。貴重なご意見に感謝申し上げます。

埼玉県環境科学国際センター

環境省環境安全課にお伺いしたい。気候変動適応法の改正によりクーリングシェルターを設置でき、熱中症特別警戒情報が出た場合には、義務的にクーリングシェルターを開放しなくてはいけないということであると認識している。当県では「まちのクールオアシス」として、コンビニや薬局等の店舗に涼をとれる場所としてご協力いただいているが、24時間開放することは難しい面があると考えている。例えば24時間開放に限らない段階的な仕組みというのもあり得るのか、伺いたい。

環境省環境安全課

民間施設においては、土日等、開放時に制限があるのはご指摘のとおりである。民間施設についてはクーリングシェルター指定の際に、自治体と協定を締結していただく形となる。協定締結の際に、開放の曜日や時間等の詳細を決めていただき、その協定に沿って対応いただく形となる。

埼玉県環境科学国際センター

民間施設における対応については承知した。公共施設の場合には24時間開放するということになるか。

環境省環境安全課

庁舎等の公共施設では24時間の開放を求める形となる。

埼玉県環境科学国際センター

趣旨は理解できるが、厳しい縛りであると感じる。

環境省環境安全課

ご意見を参考に今後検討を進めていく。

横木議長

東京管区气象台のご発表で、「平年並」という表現には範囲に幅があるという解説であった。一方、例えば天気予報などで、「今日の気温は平年に比べ2℃高い、あるいは3℃低い」というように、一定の値を示すような表現も聞かれるようである。このような場合の「平年」という表現の仕方に、使い分けがあるかを伺いたい。

東京管区气象台

「平年値」として用いる場合には、1991～2020年の30年間の平均の値を平年値としている。

横木議長 「平年並」と「平年値」とは使い分けられているということで理解した。
続いて構成員に限らず、オブザーバーからのご発言もあれば頂戴したい。

環境省気候変動適応室（オブザーバー）

新潟市が分野横断でチームを作られ、熱中症対策の取組を進められている事例を伺い、大変興味深く拝聴した。熱中症対策に限らず、分野横断で取組を進めて行く上での多くのヒントが得られたと考える。

例えば、農業従事者、屋外で労働をされる方、学校等、それぞれにおいて熱中症対策が必要になると、こうした部局の方々との連携も必要になると想像されるが、今後さらに他部局へ声掛けし、庁内連携チームを拡大していく予定があるか伺いたい。

新潟市 熱中症警戒アラートマニュアルの中で、各所管課によるアラート発表時の伝達体制について系統立ててイメージ図を作り、アラート発表時の対応と併せて庁内各部署に伝えている（資料5 p.12）。一方で、ご質問のような、対象を特化した検討はまだ行っていない。もし、そうした部署から相談があった場合にはチームに入ってもらい可能性はあるかもしれないが、現在はまだそこまでは至っていない状況である。

東京都環境局 新潟市の庁内連携による暑熱対策チームの事例について、大変貴重なお話を伺えた。適応法の改正に伴い、都でも熱中症対策の庁内連携をどのように進めるかが大きな課題であると認識している。新潟市では現在の熱中症警戒アラートに基づいて役割を整理し、アラート発表時の市民への周知は、危機管理防災局危機対策課がその役割を担っているということであった。現在の熱中症警戒アラートは気象庁から発表されているものであるが、適応法の改正によって新たに設けられる熱中症特別警戒情報は、環境省からの発表になると聞いている。今後発表される熱中症特別警戒情報について、引き続き危機対策課で対応を行っていくのか、それとも改めて整理が必要であると考えているか、今後の庁内における役割分担の方向性についてお考えを伺いたい。

新潟市 適応法改正に伴う運用については、環境省が今後検討していくべき内容がまだ多い段階であると認識している。情報共有は庁内で進めているが、具体的にどのような動きをしていくかについては、まだ検討は行っていない。環境省からの情報が具体的にになってきた段階で、どのような対策が必要か、改めて整理していく必要があると考えている。

横木議長 どの自治体でも庁内連携は課題であり、新潟市の庁内連携の取組はうまく機能している事例であると考えている。また人事異動により担当者も頻繁に変わると考える。会議の冒頭に必ずアイスブレイクを行っているというご説明があったが、メンバーシップやコントリビューションの維持に向けた工夫やコツについて伺いたい。

新潟市 コロナ禍でのスタートであり、チーム会議を開く際に一つの会議室に集まらない状況が続いた。各部局の建物が別だったということもあり、ウェブ会議が多かった。会議の冒頭に「24 時間以内の Good&New」をテーマに、直近で身の回りに起こった楽しかったことや新たな発見等を一言、毎回 1 分程度でお互いに発表し合うというアイスブレイクを行っている。「迷い猫を保護して家族として迎え入れた」や、「最近お酒を控えていたが昨日解禁して美味しかった」など、まったく仕事と関係ない話をする。チームメンバーの人となりがよく分かり、その後の話し合いがギスギスせずざっくばらんに進むため、とても効果的であった。ぜひ皆さんにお勧めしたい。

茅ヶ崎市（オブザーバー）

新潟市の取組について伺いたい。市からの熱中症警戒アラートについて、当日朝にのみ情報発信を実施するということがあったが、例えば土日にアラートが発表される場合もあると考えられる。その際の情報発信はどのように行うのか伺いたい。

新潟市 気象庁から熱中症警戒アラートが発表されるタイミングが、前日の夕方と当日の朝の 2 回あり、夕方に出るアラートは翌日を対象としたアラートであり、朝に出るアラートは当日を対象としたアラートであるが、前日の夕方にアラートが出たのに、翌朝にアラートが出ないことがあった。市からアラートを頻繁に出すことで、市民がアラートに対して慣れてしまう危険があることから、危機対策課と相談し、前日夕方と当日朝の 2 回行っていた情報発信を朝のみとする運用に変更した。

土日の対応についての詳細は把握していないが、危機対策課の方の防災システムで、休日であっても受信した情報を基に防災メール等が流れるようになっているようだ。当番で誰かが出勤しているのか、遠隔で送信できるシステムになっているのか等の具体的なフローについては把握していない。

4. 分科会からの報告

① 分科会メンバー登録及び試行事業に関する自治体の募集について（事務局説明）

横木議長 分科会は 2 つのうちどちらかではなく、両方の分科会に登録しても問題ないか。

関東地方環境事務所

差し支えない。過年度においても、両方の分科会に登録いただいている自治体はあり、今年度以降も同様に、任意でいずれかまたは両方の分科会に登録可能である。

横木議長 もし試行事業への参加希望自治体が各 3 カ所以上となった場合、1 回目の分科会は令和 5 年 7 月 13 日（木）に開催予定であるが、いつ頃の調整となりそうか。

関東地方環境事務所

分科会と試行事業とは、それぞれ独立して進め、試行事業で得られた知見やノウハウを分科会において報告していくという仕組みを考えている。そのため、必ずしも分科会の開催前に試行事業自治体を確定させる必要はないが、試行事業自体が遅滞しないよう、なるべく早く調整を進めてまいりたい。

5. その他

① 今後のスケジュール

（特段の意見等はなし。）

6. 閉会

横木議長 本日の議事は以上ですべてである。参加各位の活発なご議論、議事のスムーズな進行へのご協力に感謝申し上げます。

後日いただいたご回答

茅ヶ崎市（オブザーバー）

新潟市の取組について伺いたい。市からの熱中症警戒アラートについて、当日朝にのみ情報発信を実施するということがあったが、例えば土日にアラートが発表される場合もあると考えられる。その際の情報発信はどのように行うのか伺いたい。

新潟市

新潟市危機対策課に確認したため、次のとおりご回答する。熱中症警戒アラート情報発信の休日体制については、休日のアラート発表については、危機管理防災局職員 2 名が輪番制でモバイル PC と緊急連絡用スマホを持ちまわっており、その当番が休日発表を行うこととしている。気象庁発表のメールを緊急連絡用スマホに転送設定してあり、そのメールを受け、モバイル PC にてアラート発表を行う。